

岐阜県公報

第 四 百 八 十 号
令 和 六 年 三 月 二 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(森 林 保 全 課)	一 三 一
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	一 三 二
道路の供用開始	(同)	一 三 三
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂 防 課)	一 三 三
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	一 三 四
土砂災害警戒区域の指定	(同)	一 三 五
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	一 三 六
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身 体 障 害 者 更 生 相 談 所)	一 三 六
保安林の指定施業要件の変更	(恵 那 農 林 事 務 所)	一 三 七
公 示		
落札者等に関する公示	(防 災 課)	一 三 七
指定管理者の指定	(環 境 生 活 政 策 課)	一 三 七
落札者等に関する公示	(健 康 福 祉 政 策 課)	一 三 八
落札者等に関する公示	(水 道 企 業 課)	一 三 八
土地改良区役員の退任	(岐 阜 農 林 事 務 所)	一 三 八
土地改良区役員の退任及び就任	(同)	一 三 九
土地改良区役員の就任	(同)	一 四 一
土地改良区役員の退任	(同)	一 四 一
土地改良区役員の退任	(同)	一 四 二
土地改良区役員の退任	(西 濃 農 林 事 務 所)	一 四 二

告 示

岐阜県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大垣市上石津町下山字東山三五六七の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間		区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字長谷五八八六番二地先から	同市同町同字瀬口平六四六八番四地先まで	前 A	九・四 二四・九	六六・五	A 及び B の関係は、記号の表示に注意する。
		後 A		後 B	九・五 二四・九	六六・五	敷地の幅員を分ける。

岐阜県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間		区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	板白取鳥線	郡上市大和町島字坊ヶ野四五一〇番一地先から	同市同町同字相戸三〇五八番一地先まで	前	一四・〇 三三・〇	一一・〇	
		後			九・〇 三三・〇	一一・〇	

岐阜県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間		延長	供用開始の期日	備考
県道	板白取鳥線	郡上市大和町島字相戸三〇五八番一地先から	同市同町同字上大坪二八七番三三三番一地先まで	四六・〇 メートル	令和六・三・元	区域の決定又は変更の告示の日（ほか）
					令和六・三・元	

岐阜県告示第百五十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白土洞谷	下呂市小坂町長瀬	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百四十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野首谷	下呂市焼石	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ワラヒノ洞谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
カラ谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
北ノ俣谷	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	土石流
水洞谷	下呂市萩原町宮田	次の図のとおり	土石流
天神谷	下呂市萩原町花池	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦谷	下呂市幸田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白土洞谷	下呂市小坂町長瀬	次の図のとおり	土石流
高天ヶ原谷	下呂市小坂町長瀬・小坂町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百五十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野首谷	下呂市焼石	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百二十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ワラビノ洞谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
大洞谷2号	下呂市萩原町羽根	次の図のとおり	土石流
水洞谷	下呂市萩原町宮田	次の図のとおり	土石流
天神谷	下呂市萩原町花池	次の図のとおり	土石流
門洞谷	下呂市萩原町上村	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所

所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦谷	下呂市幸田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第三百四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-----------------------------	---------------------

カラ谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
北ノ俣谷	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	土石流
宮之前谷	下呂市金山町田島	次の図のとおり	土石流
イシヤン谷	下呂市馬瀬中切見広	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ワラビノ洞谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
カラ谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
北ノ俣谷	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	土石流
水洞谷	下呂市萩原町宮田	次の図のとおり	土石流
天神谷	下呂市萩原町花池	次の図のとおり	土石流
野首谷	下呂市焼石	次の図のとおり	土石流
芦谷	下呂市幸田	次の図のとおり	土石流
白土洞谷	下呂市小坂町長瀬	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北ノ俣谷	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	土石流
大洞谷2号	下呂市萩原町羽根	次の図のとおり	土石流
天神谷	下呂市萩原町花池	次の図のとおり	土石流
白土洞谷	下呂市小坂町長瀬	次の図のとおり	土石流
宮之前谷	下呂市金山町田島	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	指定年月日
外科	東 敏弥	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五番地	令和六年三月二十九日
同	奥村 真衣	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五二番地の一	同
腎臓内科	西尾 文利	同	同	同
耳鼻咽喉科	田邊 陽介	独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院	可児市土田一二二番地五	同
外科	長谷川 毅	医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六丁目八五	同
耳鼻咽喉科	白戸 弘道	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐草・西濃医療センター西濃厚生病院	揖斐郡大野町下礪二九三番地一	同
同	東内 和也	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五丁目一六一番地	同
内科	佐伯 篤	各務原市八ビリクリニック	各務原市鷺沼山崎町六八二	同
神経内科	森野浩太郎	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通五丁目一番地	同
内科	久納美蓉子	小嶋内科クリニック	大垣市長松町一二六一	同
同	木田 健介	木田医院ファミリークリニック	各務原市蘇原希望町一丁目七番地一	同
眼科	古川 友大	もとす北方眼科	本巣郡北方町東加茂三丁目一五番地	同
内科	黒川 大祐	関市国民健康保険市国民健康保険取診療所	関市洞戸市場二九二番地三	同
同	同	関市国民健康保険取診療所	関市板取六五〇三番地	同

同 小田柿智之 おだがき内科・内視鏡クリニッ
ク 郡上市八幡町島谷一五
二四 一五 同

眼科 安田 優介 桜ヶ丘安田眼科 可児市桜ヶ丘一 一九 同

岐阜県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
恵那市中野方町字塚四四三七の四〇
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県防災交流センター及び岐阜県広域防災センターで使用する電気（予定数量） 1,070,027 kWh
- 2 契約の相手方を決定した日 競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年12月4日
- 4 落札者を決定した日 令和6年1月15日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中東区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 6 落札金額 24,654,488円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県危機管理防災課管理課総務係
(2) 所在地 岐阜市数田二丁目1番1号

指定管理者の指定

中部山岳国立公園奥飛騨ビクターセンターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、中部山岳国立公園奥飛騨ビクターセンター条例（令和五年岐阜県条例第三十一号）附則第二項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体
 - 高山市奥飛騨温泉郷村上二六八九番地三
 - 一般財団法人飛騨山脈ジオパーク推進協会
- 代表者 田中 明
- 二 指定の期間

令和六年七月一日から令和十一年三月三十一日まで

岐阜県に属する公債

岐阜県の公債は又は特定役務の履修手続の費用を定める規程（平成十七年岐阜県規程第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公表する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 謙

1 購入物品及び数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気（予定数量）2,214,000kWh

00kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和5年12月26日

4 落札者を決定した日 令和6年2月5日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉

6 落札金額 49,825,132円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係

(2) 所在地 各務原市那加不動丘一丁目1番地

落札者等に関する公表

岐阜県の物品等又は特定役務の履修手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公表する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 謙

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気（予定数量）9,673,100kWh

9,673,100kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和6年2月1日

4 落札者を決定した日 令和6年2月28日

5 落札者の住所及び氏名 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

株式会社FPS

代表取締役 洞 洋平

6 落札金額 193,023,384円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課契約係

(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

土地改良区役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八條第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公表する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 謙

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
山県用水土地改良区	令和五年・三・一	理事	後藤 上	岐阜市茂地一四八番地一

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八條第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公表する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 謙

退任した役員

土地改良区連合	令和 五・三・一	理事	後藤	上	岐阜市茂地	一四八番地一	所
---------	-------------	----	----	---	-------	--------	---

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	令和 六・三・二六	理事	森	孝夫	岐阜市河渡一丁目	一二四番地一	所
岐阜市合渡南土地改良区	令和 六・三・二六	理事	江崎	正克	岐阜市河渡三丁目	一一三	
		同	水野	孝二	岐阜市河渡	一五二番地	
		同	森	新造	岐阜市河渡四丁目	一〇四番地	
		同	馬淵	貴好	岐阜市河渡	一五四番地一	
		同	河合	孝之	瑞穂市馬場前畑町二丁目	一一五番地	
		同	稲葉	勝一	岐阜市河渡一丁目	五八番地一	
		同	藤橋	正勝	瑞穂市生津滝坪町二丁目	三番地	

就任した役員

土地改良区	令和 六・三・二七	理事	馬淵	貴好	岐阜市河渡三丁目	一三三番地一	所
岐阜市合渡南土地改良区	令和 六・三・二七	同	森	日出海	岐阜市河渡三丁目	一八二番地一	

同 高橋 智子 岐阜市河渡 一五二九番地二

同 後藤 勝則 岐阜市河渡五丁目 一五二番地一

同 森 孝夫 岐阜市河渡一丁目 一二四番地一

同 勝村 浩二 瑞穂市馬場前畑町二丁目 三九番地

同 細野 幸美 岐阜市河渡 一二二番地

同 武藤 晃 瑞穂市生津内宮町二丁目 三三番地

同 浅野 雅樹 岐阜市市橋二丁目 六番一 五〇三

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	令和 六・三・三三	理事	田中	統範	本巢市数屋	八四七番地	所
真桑地方井水土地改良区	令和 六・三・三三	同	森	仁志	本巢市随原	六〇三番地	
		同	出町	隆幸	本巢市屋井	九一一番地	
		同	大西	金男	本巢市七五三	一〇三番地	
		同	福田	茂幸	本巢市上真桑	一九四九番地二	
		同	片岡	邦雄	本巢市下真桑	三九九番地二	
		同	村瀬	忠彦	本巢市随原	五七二番地一	
		同	高橋	雅弘	本巢市早野	二番地	
		同	守屋	正隆	本巢市上真桑	六四四番地	

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
真桑方井水土地改良区	令和六・四・一	理事	森 仁志	本巣市随原 六〇三番地
			矢野 徹	本巣市見延 一六七番地
			豊田 正治	本巣市七五三 六七三番地
			中島 治徳	本巣市早野 五八番地
			松浦 守仁	本巣市上真桑 一〇九二番地
			白木 貞光	本巣市下真桑 六七八番地三
		監事	村瀬 忠彦	本巣市随原 五七二番地一
			宇野 一彦	本巣市屋井 七八六番地
			杉山 直也	本巣市下真桑 一三九四番地三
			溝口 泰子	本巣市仏生寺 四〇六番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田

肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
真桑井水土地改良区	令和六・三・三	理事	山田 澄男	本巣市上高屋 九八八番地二
			村瀬 明義	本巣市見延 九六九番地
			豊田 正治	本巣市七五三 六七三番地
			高橋 秀博	本巣市早野 三九七番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
真桑方井水土地改良区	令和六・四・一	理事	山田 澄男	本巣市上高屋 九八八番地二
			田中 統範	本巣市数屋 八四七番地
			中島 宏	本巣市早野 一八〇番地一
			久富 義男	本巣市屋井 一四番地一
			守屋 康晴	本巣市上真桑 二七八番地
			稲見 規真	本巣市下真桑 一一三九番地
			石田 克己	揖斐郡大野町大字稻富一三一八番地
			後藤 芳夫	揖斐郡大野町大字稻富二〇六番地
			馬淵 美幸	揖斐郡大野町大字黒野一八八三番地一
			猪野間 智治	揖斐郡大野町大字寺内 二九〇番地
		監事	原 正昭	本巣市七五三 一一三番地一
			喜多川 晃	本巣市上真桑 一六四四番地
			杉山 隆司	揖斐郡大野町大字上秋一〇二六番地一
			溝口 泰子	本巣市仏生寺 四〇六番地
			児島 一正	揖斐郡大野町大字稻富一五五二番地九
			吉村 昇	本巣市下真桑 一二六六番地
		監事	大熊 勝敏	本巣市見延 九八八番地
			河野 隆之	揖斐郡大野町大字古川 三九番地
			長屋 啓二	揖斐郡大野町大字上秋一三七番地三
			石田 克己	揖斐郡大野町大字稻富一三一八番地
			佐賀 信夫	揖斐郡大野町大字稻富一八〇番地一
			岡田 正市	本巣市下真桑 四一九番地二
			翠 博	本巣市上真桑 一二七五番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	地名	年月日	退任	役名	氏名	住居	住所
政田井水	令和六・三・三	理事	三浦峰雄	本巢市政田	一四八九番地		
江崎武雄	本巢市政田	八〇六番地一					
村瀬昭治	本巢市政田	二五二八番地					
大西敏章	本巢市政田	二六八四番地					
高田正義	本巢市政田	四六九番地					
土川昭司	本巢市下福島	七四三番地一					
加納昇	本巢市温井	二九〇番地四					
高田嘉夫	本巢市浅木	一一八番地					
飯沼勝利	本巢市軽海	一一〇六番地					
田代泉	瑞穂市田之上	二二八番地一					
吉田孝雄	瑞穂市田之上	四六六番地二					
小森秀夫	瑞穂市森	一〇八一番地					
村瀬義行	本巢市政田	二三六五番地一					
高田敬司	本巢市浅木	一五〇番地一					
川瀬豊	瑞穂市居倉	八一〇番地					

就任した役員

土地改良区	地名	年月日	就任	役名	氏名	住居	住所
政田井水	令和六・四・一	理事	三浦峰雄	本巢市政田	一四八九番地		
江崎武雄	本巢市政田	八〇六番地一					
村瀬俊裕	本巢市政田	二五三三番地					
大塚貞芳	本巢市政田	二六八七番地					
高田正義	本巢市政田	四六九番地					
土川昭司	本巢市下福島	七四三番地一					
中村恭次	本巢市温井	六五番地一					
高田嘉夫	本巢市浅木	一一八番地					
若原清己	本巢市軽海	七八五番地					
堀利通	瑞穂市田之上	一三九番地一					
吉田清一	瑞穂市田之上	五八八番地一					
田中清久	瑞穂市森	一一七番地一					
村瀬義行	本巢市政田	二三六五番地一					
高田敬司	本巢市浅木	一五〇番地一					
岡田敬司	瑞穂市田之上	一一四番地					
翠直美	本巢市上真桑	二二四〇番地一〇五					

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

菱野川土地改良区 令和 六・四・一 監事 柴田 彰 本巣郡北方町朝日町二丁目二九番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 合 渡 南 土 地 改 良 区	令 和 六 ・ 三 ・ 一 九

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 次 木 用 水 土 地 改 良 区	令 和 六 ・ 三 ・ 二 一

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により

公示する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏 名 住 所

牧土地改良区連合 令和 六・三・三 理事 渡邊 明博 安八郡安八町牧 九〇三番地

令和六年三月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社